

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月23日 14時30分ごろ
発生場所	福井県おおい町朝倉鼻東方沖 赤礁埼灯台から真方位238° 1,700m付近 (概位 北緯35° 31.0′ 東経135° 39.3′)
事故の概要	漁船 ^{ゆうせい} 勇成丸は、南進中、また、プレジャーボート ^{りょーせん} RYUSHI-Ⅲは、錨泊中、両船が衝突した。 勇成丸は、左舷外板に擦過傷を生じ、また、RYUSHI-Ⅲは、左舷船尾外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月7日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勇成丸、4.9トン FK3-10780（漁船登録番号）、個人所有 第251-14190号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート RYUSHI-Ⅲ、5トン未満（長さ6.27m） 250-44405福井、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 左舷船尾外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、おおい町宮留 ^{みやどめ} を発し、約14ノットの対地速力で南進した。 船長Aは、操舵室において手動操舵で見張りに当たっていたとき、突然、左舷船首にB船を認め、何もできずにA船の左舷側がB船の左舷側に衝突した。 船長Aは、適切な見張りを行わなかったため、B船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。 B船は、朝倉鼻東方沖において、船首を北に向け、機関を停止して錨泊し、船長Bが、左舷船首で釣りをしていたとき、左舷船首方約600mに接近するA船を認め、いずれA船がB船を避けてくれると思い見ていたが、避ける気配がないので両手を振って大声を上げたものの、B船にA船が衝突した。

	<p>船長Bは、早めに移動しておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、A船が避航の気配のないまま接近したので、両手を振って大声を上げたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 錨泊中でも避ける動作がとれる場合は、避航措置を採ること。 ・ 有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。